

13 原子力災害に関する資料

13-1 原子力災害対策特別措置法第10条、第15条について

(原子力防災管理者の通報義務等)

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象（※1）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第15条第1項第1号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(原子力緊急事態宣言等)

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態（※2）が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第3項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内的の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

(1) 原子力災害事後対策を実施すべき区域

(2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内的の居住者等に対し周知させるべき事項

※1 資料13-2「原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条について」の”第4条（通報すべき事象）”を参照

※2 資料13-2「原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条について」の”第6条（原子力緊急事態）”を参照

13-2 原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条について

(通報すべき事象)

第4条 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。

2 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

4 法第10条第1項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

(2) 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(3) 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量

ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

(4) 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところによ

り検出されたこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象

（原子力緊急事態）

第6条 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

2 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。

ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

3 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

(1) 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） 1時間当たり5マイクロシーベルト

(2) 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト

(3) 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり10ミリシーベルト

4 法第15条第1項第2号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(2) 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(3) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入によ

り停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

13-3 緊急時環境放射線モニタリングについて

1 緊急時環境放射線モニタリングとは

原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線の情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。平成20年3月の原子力安全委員会において決定された環境放射線モニタリング指針の中では、緊急時の環境放射線モニタリングを「緊急時モニタリング」としている。緊急時モニタリングには第1段階と第2段階の二つの段階がある。

- ・第1段階のモニタリングは、原子力緊急事態発生直後から開始され、正確さより迅速性を重視して行われるモニタリングで、ここで得られたデータは、SPEEDIネットワークシステムの出力図形とともに、周辺住民の放射線防護の対策決定に重要な役割を果たす。
- ・第2段階のモニタリングは、事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少してくることが明らかになったとき開始される。事故期間中に風向きの変化や風速などの影響によって広範囲に放射性物質による汚染が広がっている可能性があるため、対象区域は第1段階のモニタリングに比べてより広範囲にわたる。また、第2段階のモニタリングでは、第1段階モニタリングで必要とされた迅速性よりは、正確さが要求される。第2段階のモニタリングの結果は防護対策の解除などに用いられ、風評対策にも活用される。

2 緊急時環境放射線モニタリング指針

- ・原子力施設で事故等が発生した場合に、周辺換気用の放射線及び放射線物質に関する情報を得るための具体的な事項について、1984年6月に原子力安全委員会が策定した指針である。